

# はかりの定期検査受検について

取引・証明で使用するはかりは、その精度を確保するため、計量法に基づき、2年に1回、宮崎市（同市域外の事業所は県）が行う定期検査か、計量士が行う代検査を受けなければなりません。

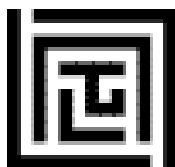
今年は、大淀川以南（高岡町、田野町含む）の地域に所在する事業所が検査を受ける年になっています。

市の定期検査（集合検査）は、別紙「令和5年度特定計量器定期検査日程表」のとおり実施しますので、最寄りの検査会場にはかりを持ち込み、受検してください。

○取引・証明で使用するはかりは、下の検定証印または基準適合証印のあるはかりをご使用ください。



検定証印



基準適合証印



下の証印がある家庭用計量器は取引・証明に使用できません。ご注意ください。



家庭用

○検査に合格したはかりには、合格証が貼付されます。

ただし、新しく購入されたはかり等は、検査が免除される場合があります。

はかりをお持ちの事業者様は、一度検定証印下のはかりの製造年月日をご確認ください。

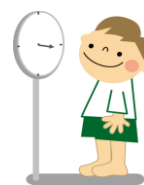
○宮崎市の定期検査は、検査区域を次のとおりに分けて実施しています。

- ・ 奇数年 宮崎市内の大淀川以南（高岡町、田野町を含む）に所在する事業所
- ・ 偶数年 宮崎市内の大淀川以北（高岡町、田野町を含まない）に所在する事業所



取引・証明で使用するはかりを、2年に1回の定期検査を受けずに使用し続けたり、取引・証明で家庭用のはかりを使用し続けている事業所には、計量法第148条に基づく立入検査や指導を行う場合があります。

## 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）のご案内



この代検査の制度は、国家資格を有する計量士が、宮崎市に代わって検査を行うものです。定期検査の実施期日前に計量士による検査を行い、その旨を宮崎市に届け出た場合は、宮崎市の定期検査が免除されます。代検査を受けた場合は、計量士から宮崎市に報告があります。

計量士による検査には、次のようなメリットがあります。

- ・はかりを使用している場所で検査を行いますので、検査会場まではかりを運搬する手間が省け、運搬による破損等が防げます。
- ・はかりの保守管理の方法や計量方法に関する指導が受けられます。
- ・計量士と受検日を調整のうえ、受検者の都合の良い日時に受けることができます。

※代検査の申込み、手数料等については、下記に記載している計量士にお問合せください。

大坪 正史	宮崎市稗原町9 5 街区7 - 1	0 9 8 5 - 2 6 - 3 9 0 1
西川 健一	都城市平江町4 6 番地7 号	0 9 8 6 - 2 4 - 8 4 6 0
外山 響	都城市平江町4 6 番地7 号	0 9 8 6 - 2 4 - 8 4 6 0
辻村 雄一	都城市松元町3 街区2 5 号	0 9 8 6 - 2 2 - 1 0 7 1
辻村 雄太郎	都城市松元町3 街区2 5 号	0 9 8 6 - 2 2 - 1 0 7 1
辻村 健太	都城市松元町3 街区2 5 号	0 9 8 6 - 2 2 - 1 0 7 1
石川 恵史	宮崎市江南1 丁目2 5 - 1 1	0 9 8 5 - 5 2 - 0 1 2 4
名村 一郎	延岡市愛宕町1 丁目4 番地6 号	0 9 8 2 - 3 2 - 3 0 5 4
坂元 一光	鹿児島県始良市脇元1 9 2 7 - 4	0 9 9 5 - 7 0 - 6 2 0 1
小田 剛	鹿児島県鹿児島市石谷町4 8 3 0 - 3	0 9 9 - 2 9 3 - 5 5 2 5

# 取引・証明とは？



**取引** 金銭の授受に関わらず、物（売買・貸借・贈与等）又は役務（雇用・請負・委託加工等）の給付（支給・与える）を目的とする業務上の行為

**証明** 公に（公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して）または業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

※参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれません。

## ○取引の一例

- 1 病院、調剤薬局等で薬の調剤用に使用するはかり
- 2 スーパー、商店等で量目を表記（明示）した商品の売買に使用するはかり
- 3 工場、事業所等で原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- 4 運送業者等（宅配便取次店を含む）が貨物の運賃算出等に使用するはかり
- 5 農業・漁業で農産物、水産物などの売買、出荷のために使用するはかり
- 6 廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用するはかり
- 7 観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記のために使用するはかり
- 8 宝飾店、古物商等での貴金属の質量（重さ）による販売、買取等に使用するはかり

## ○証明の一例

病院（産婦人科医院等）、学校、保健所（保健センター）、社会福祉施設、幼稚園、保育所で法・条例等で定められた健康診断（体重測定）に使用するはかり（体重計）

宮崎市の特健診や乳幼児健診を実施される医療機関及び一般の健康診断で、検査項目として体重測定を実施される医療機関は、診療科目にかかわらず、業務として証明行為を行っていることとなりますので、取引、証明用の特定計量器（体重計）で体重測定を行い、2年に1回の定期検査を受け、合格する必要があります。